

飼育動物の診療施設の

休止

廃止

変更

届

年 月 日

奈良県知事 殿

住所

開設者

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者)

獣医療法第3条の規定により、診療施設の休止・廃止・変更について下記のとおり届出ます。

記

診療施設	名称	
	開設場所	〒 TEL
休止・廃止・変更の期日		年 月 日
変更事項	変更する届出事項	
	変更の理由	
	変更前	
	変更後	

<備考>

○飼育動物の診療施設開設届出事項（開設者の住所・氏名、診療施設の名称、診療施設の構造設備、管理者の氏名及び住所、診療の業務を行う獣医師、診療の業務の種類、法人の定款、エックス線関係等）に変更が生じた場合に届出てください。

○提出の期限 獣医療法第3条では休止・廃止・変更の日から10日以内に届出ることとされています。この日数を越えて届出する場合は、遅延理由書も併せて提出してください。

○変更が確認できる書類・図面等を添付してください。

○エックス線を備えなくなった場合には、廃止後の措置に関する概要（エックス線による汚染の除去、汚染された物の譲渡又は廃棄）も併せて提出してください。